

厚生労働省発職第 0827001 号

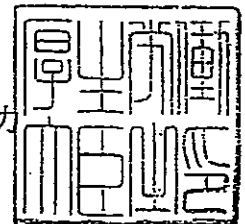
労働政策審議会

会長 西川 俊作 殿

別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会  
の意見を求める。

平成16年8月27日

厚生労働大臣 坂 口 力



雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 試行雇用奨励金の対象となる求職者として、三十歳以上三十五歳未満の者を加えるものとする。

第二 この省令は、平成十六年十月一日から施行するものとする。